

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日の翌
日及び、
がと
日
の翌
日)

目 次

- ◇人委規則
最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則（職員課）
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（シ）
初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（シ）
通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（シ）
宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則（シ）
教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則（シ）
警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則（シ）

人事委員会規則

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 加藤 威

鳥取県人事委員会規則第十九号

最高号給等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十九号）附則第三項の規定に基づき、同項に規定する職員（以下「最高号給等職員」という。）の給料の切替え等に関する必要な事項を定めるものとする。

(号給等の切替え)

第二条 最高号給等職員のうち、平成六年四月一日（以下「切替日」という。）の前日における号給又は給料月額が別表のイからチまでの表（以下「切替表」という。）の旧号給等欄に掲げられている職員の切替日における号給又は給料月額は、その者の切替日の前日における号給又は給料月額に対応する切替表の新号給等欄に定める号給又は給料月額とする。

(期間の通算)

第三条 前条の規定により切替日における号給又は給料月額を決定される職員に対する切替日以後における最初の昇給規定（職員の給与に関する条例（昭和二十六年二月鳥取県条例第三号）第四条第六項若しくは第八項ただし書又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和五十一年十二月鳥取県条例第四十九号）附則第十四項の規定をいう。以下同じ。）の適用については、その者の切替日の前日における号給又は給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。）をその者の切替日における号給又は給料月額を受ける期間に通算する。ただし、経過期間が切替日における号給又は給料月額からの昇給に係る昇給期間（職員の昇給に必要とされる昇給規定に規定する期間のそれぞれの最短の期間をいう。）に相当する期間を超える場合にあつては、その超える期間は、この限りでない。

(特定の最高号給等職員の給料月額切替え等)

第四条 最高号給等職員のうち、切替日の前日におけるその者の給料月額が切替表の旧

号給等欄に掲げられていない職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間については、人事委員会の定めるところによる。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、最高号給等職員の給料の切替え等に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 最高号給等職員の号給等の切替表 (第二条関係)
 一 行政職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
16号給 円 184,600	16号給 円 186,700	19号給 円 239,100	19号給 円 242,200	32号給 円 318,700	32号給 円 322,300	28号給 円 367,200	28号給 円 371,000	26号給 円 384,900	26号給 円 388,900	24号給 円 420,900	24号給 円 425,200	22号給 円 431,300	22号給 円 435,700
186,200	188,300	241,100	244,200	320,900	324,500	369,600	373,400	387,700	391,700	424,500	428,800	435,000	439,400
187,800	189,900	243,100	246,200	323,100	326,700	372,000	375,800	390,500	394,500	428,100	432,400	438,700	443,100
189,400	191,500	245,100	248,200	325,300	328,900	374,400	378,200	393,300	397,300	431,700	436,000	442,400	446,800
191,000	193,100	247,100	250,200	327,500	331,100	376,800	380,600	396,100	400,100	435,300	439,600	446,100	450,500

8 級		9 級		10 級		11 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 455,700	21号給 円 460,400	18号給 円 493,400	18号給 円 498,400	15号給 円 518,000	15号給 円 523,300	15号給 円 587,500	15号給 円 593,400
459,500	464,200	497,700	502,700	522,600	527,900	592,300	598,200
463,300	468,000	502,000	507,000	527,200	532,500	597,100	603,000
467,100	471,800	506,300	511,300	531,800	537,100	601,900	607,800
470,900	475,600	510,600	515,600	536,400	541,700	606,700	612,600

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円 348,800	33号給 円 353,000	36号給 円 384,200	36号給 円 388,400	35号給 円 415,400	35号給 円 420,700	30号給 円 426,700	30号給 円 432,100	26号給 円 435,700	26号給 円 440,600	24号給 円 459,700	24号給 円 464,400	22号給 円 468,200	22号給 円 473,000
351,400	355,600	386,900	391,100	418,300	423,600	429,700	435,100	438,900	443,800	463,300	468,000	471,900	476,700
354,000	358,200	389,600	393,800	421,200	426,500	432,700	438,100	442,100	447,000	466,900	471,600	475,600	480,400
356,600	360,800	392,300	396,500	424,100	429,400	435,700	441,100	445,300	450,200	470,500	475,200	479,300	484,100
359,200	363,400	395,000	399,200	427,000	432,300	438,700	444,100	448,500	453,400	474,100	478,800	483,000	487,800

8 級		9 級		10 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 489,800	21号給 円 494,800	18号給 円 504,900	18号給 円 510,100	15号給 円 527,200	15号給 円 532,600
493,600	498,600	509,000	514,200	531,600	537,000
497,400	502,400	513,100	518,300	536,000	541,400
501,200	506,200	517,200	522,400	540,400	545,800
505,000	510,000	521,300	526,500	544,800	550,200

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
40号給 円	40号給 円	36号給 円	36号給 円	24号給 円	24号給 円	15号給 円	15号給 円
360,100	365,500	456,000	462,300	508,300	514,400	530,800	537,200
362,300	367,700	459,000	465,300	512,500	518,600	535,400	541,800
364,500	369,900	462,000	468,300	516,700	522,800	540,000	546,400
366,700	372,100	465,000	471,300	520,900	527,000	544,600	551,000
368,900	374,300	468,000	474,300	525,100	531,200	549,200	555,600

ニ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
33号給 円	33号給 円	39号給 円	39号給 円	28号給 円	28号給 円	15号給 円	15号給 円
311,500	316,900	441,900	448,100	474,400	480,200	503,100	509,200
313,600	319,000	444,500	450,700	477,400	483,200	507,200	513,300
315,700	321,100	447,100	453,300	480,400	486,200	511,300	517,400
317,800	323,200	449,700	455,900	483,400	489,200	515,400	521,500
319,900	325,300	452,300	458,500	486,400	492,200	519,500	525,600

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
32号給 円 303,400	32号給 円 307,400	31号給 円 371,200	31号給 円 375,500	27号給 円 442,100	27号給 円 446,900	24号給 円 493,100	24号給 円 498,100	23号給 円 586,900	23号給 円 592,800
305,900	309,900	374,400	378,700	445,600	450,400	497,100	502,100	591,100	597,000
308,400	312,400	377,600	381,900	449,100	453,900	501,100	506,100	595,300	601,200
310,900	314,900	380,800	385,100	452,600	457,400	505,100	510,100	599,500	605,400
313,400	317,400	384,000	388,300	456,100	460,900	509,100	514,100	603,700	609,600

ハ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
21号給 円 404,300	21号給 円 409,500	26号給 円 518,700	26号給 円 524,200	26号給 円 577,300	26号給 円 583,200	20号給 円 611,900	20号給 円 618,200
407,400	412,600	522,400	527,900	581,600	587,500	616,700	623,000
410,500	415,700	526,100	531,600	585,900	591,800	621,500	627,800
413,600	418,800	529,800	535,300	590,200	596,100	626,300	632,600
416,700	421,900	533,500	539,000	594,500	600,400	631,100	637,400

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
23号給 円 235,700	23号給 円 238,900	27号給 円 298,400	27号給 円 28号給 円 304,300	30号給 円 368,700	30号給 円 372,600	27号給 円 387,300	27号給 円 391,400	23号給 円 425,600	23号給 円 430,100	20号給 円 455,700	20号給 円 460,400	17号給 円 495,400	17号給 円 500,500
237,700	240,900	300,600	306,500	371,100	375,000	390,100	394,200	429,200	433,700	459,500	464,200	499,700	504,800
239,700	242,900	302,800	306,500	373,500	377,400	392,900	397,000	432,800	437,300	463,300	468,000	504,000	509,100
241,700	244,900	305,000	308,700	375,900	379,800	395,700	399,800	436,400	440,900	467,100	471,800	508,300	513,400
243,700	246,900	307,200	310,900	378,300	382,200	398,500	402,600	440,000	444,500	470,900	475,600	512,600	517,700

チ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等	旧号給等	新号給等
39号給 円 314,800	39号給 円 40号給 円 321,100	38号給 円 365,900	38号給 円 373,400	31号給 円 396,300	31号給 円 401,400	28号給 円 407,800	28号給 円 412,700	24号給 円 429,800	24号給 円 434,200	22号給 円 490,200	22号給 円 495,200	19号給 円 515,200	19号給 円 520,500
317,000	321,100	368,300	375,800	398,800	403,900	410,400	415,300	432,500	436,900	493,900	498,900	519,200	524,500
319,200	323,300	370,700	378,200	401,300	406,400	413,000	417,900	435,200	439,600	497,600	502,600	523,200	528,500
321,400	325,500	373,100	380,600	403,800	408,900	415,600	420,500	437,900	442,300	501,300	506,300	527,200	532,500
323,600	327,700	375,500	383,000	406,300	411,400	418,200	423,100	440,600	445,000	505,000	510,000	531,200	536,500

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号(4)中「診療エックス線技師」を削り、「あん摩マッサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改め、「又は診療エックス線技師」を削り、「診療エックス線」を「診療エックス線」に改める。

第八条の四第二項第一号中「に達しない額の」を「と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）に達しない」に改める。

第八条の六第二項第一号中「を免除され」を「の免除（以下「義務免除」という。）をされ、休暇を承認され」に改める。

第十条の二第二項第一号中「勤務日」を「勤務日等（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十五号。以下「勤務時間条例」という。）第十二条第一項及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年十二月鳥取県条例第三十六号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第十条第一項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）」に改め、同号中(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 給与条例第十二条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下「休日等」と総称する。）（職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月

鳥取県人事委員会規則第十五号。以下「勤務時間規則」という。）第十五条の表第二号又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十七号。以下「県費負担教職員勤務時間規則」という。）第十四条の表第二号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇の期間中におけるものを除く。）

- (2) 勤務時間条例第十四条及び県費負担教職員勤務時間条例第十二条に規定する年次有給休暇

第十条の二第二項第一号(8)中「教職員の休暇規則第四条の規定による特別休暇（同条第一号及び第二号の事由、同条第十二号の二の事由（通勤による負傷又は疾病によるものを除く。）並びに同条第十三号の事由）」を「県費負担教職員勤務時間規則第十五条の規定による特別休暇（同条の表第二十八号の場合）」に改め、同号中(8)を(11)とする。

第十条の二第二項第一号(7)中「職務専念の特例規則第三条の規定による義務免除（同条第十号の二の事由（通勤による負傷又は疾病によるものを除く。）及び同条第十一号の事由）」を「職務に専念する義務の特例に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第十六号。以下「職務専念特例規則」という。）第二条の規定による義務免除（同条の表第七号の場合）」に改め、同号中(7)を(10)とする。

第十条の二第二項第一号中(6)の(2)を(7)とし、(10)の前に次のように加える。

- (8) 勤務時間規則第十五条の表第一号又は県費負担教職員勤務時間規則第十四条の表第一号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇
- (9) 勤務時間条例第十六条に規定する特別休暇

第十条の二第二項中「勤務日」を「勤務日等」に改める。

第十三条第二号中「勤務日から休日」を「勤務日等から休日等」に改め、同号中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、同号に次のように加える。

- (3) 勤務時間規則第十五条の表第二号又は県費負担教職員勤務時間規則第十四条の表第二号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇
- (4) 勤務時間条例第十七条及び県費負担教職員勤務時間条例第十五条に規定する無給休暇（以下単に「無給休暇」という。）

第十三条第五号中「昭和二十五年法律第二百六十一号」を削り、同条中第九号第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 勤務時間条例第十七条第一項第二号又は県費負担教職員勤務時間条例第十五条第一項第二号に規定する海外随伴休暇を承認されている職員

第十七条第一項中「職務専念の特例規則第三条第十号、第十号の二若しくは第十一号の規定による義務免除若しくは教職員の休暇規則第四条第十二号、第十二号の二若しくは第十三号の規定による特別休暇」を「勤務時間条例第十五条若しくは県費負担教職員勤務時間条例第十三条に規定する病気休暇、無給休暇若しくは職務専念特例規則第二条の表第七号の場合における義務免除若しくは県費負担教職員勤務時間規則第十五条の表第二十八号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇」に、「義務免除若しくは特別休暇」を「休暇若しくは義務免除」に改める。

第二十一条第五号中「又は第二項第一号」を削り、「当該各号」を「同号」に改める。別表第三の八の一級の項中「診療エックス線技師」を削る。

別表第三の十六中

診療放射線技師	短大卒	〇二五二・五	五	八	三
	大学卒	〇一	五	六	三

八	五	一三	四	一七	三	二〇
九	五	一四	四	一八	三	二一
一	五	一六	四	二〇	三	二二

診療放射線技師	大学卒
技師	短大三卒

〇	一	五	六	九	一四	一八	二二
一	五	三	三	五	四	一七	二〇

「あん摩マッサージ指圧師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改める。

別表第十中

診療放射線技師	短大三卒	短大三卒	大学卒
診療エックス線技師	短大卒	短大卒	短大卒

療放射線技師

短大三卒	大学卒
一級六号給	二級二号給

師」を「あん摩マッサージ指圧師」に改める。

別表第十二中「職務専念の特例規則第三条第十号の規定による義務免除及び同条第十号の二の規定による義務免除（通勤による負傷又は疾病によるものに限る。）並びに教職員の休暇規則第四条第十二号の規定による特別休暇及び同条第十二号の二の規定による特別休暇（通勤による負傷又は疾病によるものに限る。）を「勤務時間規則第十五条の表第一号及び県費負担教職員勤務時間規則第十四条の表第一号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇」に、「並びに職務専念の特例規則第三条第十号の二の規定による義務免除（通勤による負傷又は疾病によるものを除く。）及び同条第十一号の規定による義務免除並びに教職員の休暇規則第四条第十二号の二の規定による特別休暇（通勤による負傷又は疾病によるものを除く。）及び同条第十三号の規定による特別休暇」を「勤務時間規則第十五条の表第二号及び県費負担教職員勤務時間規則第十四条の表第二号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇、職務専念特例規則第二条の表第七号の場合における義務免除及び県費負担教職員勤務時間規則第十五条の表第二十八号に規定する場合に該当するものとして承認された休暇並びに無給休暇」に改める。

別表第十四行政職給料表の項五級の欄中「二三号給」を「二二号給」に改め、同表公安職給料表の項中「二三号給」「一三号給」を「二三号給」「二二号給」に、「九号給」を「八号給」に改め、同表教育職給料表(一)の項二級の欄中「二五号給」を「二六号給」に改め、同表教育職給料表(二)の項二級の欄中「二六号給」を「二七号給」に改

め、同表研究職給料表の項二級の欄中「一四号給」を「一五号給」に改め、同表医療職給料表(一)の項三級の欄中「二二号給」を「二〇号給」に改め、同表医療職給料表(二)の項中「二三号給」「二三号給」「一五号給」を「一五号給」「二三号給」「一六号給」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第二条、第八条の四、第二十一条、別表第三の八、別表第三の十六、別表第十及び別表第十四の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第八条の四、第二十一条及び別表第十四の規定は、平成六年四月一日から適用する。

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十一号

初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当の支給に関する規則(昭和三十七年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
 別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	299,000 ^円	262,500 ^円	213,600 ^円	159,600 ^円	101,000 ^円	50,500 ^円
1 年 以 上 2 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	50,500
2 年 以 上 3 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	50,500
3 年 以 上 4 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	50,500
4 年 以 上 5 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	50,500
5 年 以 上 6 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	50,500
6 年 以 上 7 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	48,700
7 年 以 上 8 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	46,900
8 年 以 上 9 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	45,100
9 年 以 上 10 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	43,300
10 年 以 上 11 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	41,500
11 年 以 上 12 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	39,700
12 年 以 上 13 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	37,900
13 年 以 上 14 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	36,100
14 年 以 上 15 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	34,700
15 年 以 上 16 年 未 満	299,000	262,500	213,600	159,600	101,000	33,300
16 年 以 上 17 年 未 満	294,600	258,500	210,300	157,000	99,400	31,900
17 年 以 上 18 年 未 満	290,200	254,500	207,000	154,400	97,800	30,500
18 年 以 上 19 年 未 満	285,800	250,500	203,700	151,800	96,200	29,100
19 年 以 上 20 年 未 満	281,400	246,500	200,400	149,200	94,600	27,700
20 年 以 上 21 年 未 満	277,000	242,500	197,100	146,600	93,000	26,300
21 年 以 上 22 年 未 満	265,600	233,000	190,000	141,100	89,500	25,600
22 年 以 上 23 年 未 満	254,200	223,500	182,900	135,600	86,000	24,900
23 年 以 上 24 年 未 満	242,800	214,000	175,800	130,100	82,500	24,200
24 年 以 上 25 年 未 満	231,400	204,500	168,700	124,600	79,000	23,500
25 年 以 上 26 年 未 満	220,000	195,000	161,600	119,100	75,500	22,800
26 年 以 上 27 年 未 満	205,600	181,900	150,900	111,300	70,800	22,100
27 年 以 上 28 年 未 満	191,200	168,800	140,200	103,500	66,100	21,400
28 年 以 上 29 年 未 満	176,800	155,700	129,500	95,700	61,400	20,900
29 年 以 上 30 年 未 満	162,400	142,600	118,800	87,900	56,700	20,500
30 年 以 上 31 年 未 満	145,600	128,100	107,300	79,300	51,800	20,000
31 年 以 上 32 年 未 満	128,800	113,600	95,800	70,700	46,900	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	112,000	99,100	84,300	62,100	42,000	18,700
33 年 以 上 34 年 未 満	82,400	74,900	65,200	49,300	34,000	17,800
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当の支給に
関する規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十二号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号）
の一部を次のように改正する。

第八条第一項各号を次のように改める。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等を利用する区間については、通用期間一箇月の定期券の価額
 - 二 前号に掲げる区間以外の交通機関等を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤二十一回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
- 第八条第二項中「交通機関等」の下に「を」を利用するそれぞれの区間」を加える。
- 第九条第一号中「加算した額」の下に「又は同号に掲げる額のいずれが多い額」を加える。

附 則

この規則は、平成七年一月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十三号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和四十四年二月鳥取県人事委員会規則第二号）の一部を
次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（特殊な業務を主として行う宿日直勤務）

第二条 条例第十六条の二第一項に規定する人事委員会規則で定めるその他の特殊な業
務を主として行う宿日直勤務は、次の各号に掲げる勤務とする。

- 一 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成六年十二月鳥取県人事委員会規則第
十五号。以下「勤務時間規則」という。）第八条第一項第三号から第七号までに掲
げる勤務（同項第六号及び第七号に掲げる勤務については、人事委員会が承認した
ものに限り。）
- 二 勤務時間規則第八条第二項の規定により命ぜられる前号に掲げる勤務と同様の勤
務

第三条第一項第一号を次のように改める。

- 一 勤務時間規則第八条第一項第二号イに規定する宿日直勤務（同条第二項の規定に
より命ぜられる場合を含む。）については、一万五千元（管理職手当に関する規則
（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の規定による管理職手当に
係る区分が一種又は二種の職を占める職員の行うものにあつては、九千円）

第三条第一項第二号中「業務を主として行う」を削り、「五千六百元」を「六千元」に改め、同項第三号中「三千二百元」を「三千三百元」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の宿日直手当に関する規則第二条第三号に掲げる業務又は同条第四号の規定に基づき人事委員会の承認を得たものについては、改正後の宿日直手当に関する規則第二条第一号の承認を得たものとみなす。

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十四号

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十七年一月鳥取県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「六千円」を「七千円」に、「六千九百元」を「七千七百元」に改め、同条第二号中「六千円」を「六千九百元」に、「七千円」を「七千九百元」に、「七千五百円」を「八千二百円」に、「九千円」を「九千八百元」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年十二月二十二日

鳥取県人事委員会委員長 加 藤 威

鳥取県人事委員会規則第二十五号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和四十年三月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表中
43.4
33.6
22.1
16.1
13.3
10.1
9.7
を
43.9
33.9
22.3
16.3
13.4
10.2
9.8

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の規定は、平成六年四月一日から適用する。